

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和 6 年度第 4 回宮古市環境審議会を次のとおり開催しました。

令和 7 年 3 月 28 日

宮古市環境審議会

- 1 開催日時
令和 7 年 3 月 21 日（金） 午後 3 時 10 分～午後 4 時 50 分
- 2 開催場所
宮古市役所 4 階特別会議室
- 3 議題
(1)宮古市環境基本計画（令和 7 年度～令和 12 年度）について
(2)令和 6 年度版宮古市の環境（令和 5 年度実績報告書）について
- 4 会議の概要
別添のとおり
- 5 問い合わせ先
エネルギー・環境部環境課環境係 電話 0193－68－9078

令和6年度第4回宮古市環境審議会 開催結果

- 1 開催日時 令和7年3月21日（金）午後3時10分～4時50分
- 2 開催場所 宮古市役所4階特別会議室
- 3 出席者（9名）
関川 實、武内 寛、盛合 敏子、松本 幸枝、西澤 勝美、中居 克広、
佐々木 真奈美、高辻 陽介、懸田 節
- 4 欠席者（5名）
菅原 省司、池田 理恵、竹谷 八千代、及川 隆一、佐々木 和弘
- 5 事務局出席者（3名）
エネルギー・環境部環境課長 松橋 慎太郎、
エネルギー・環境部環境課環境係長 金澤 美智子、同係 鈴木 涼介主事
- 6 傍聴者（1名）
- 7 議事等
 - （1）宮古市環境基本計画（令和7年度～令和12年度）について
宮古市環境基本計画について、事務局が資料により説明、質疑応答を行った。
 - （2）令和6年度版宮古市の環境（令和5年度実績報告書）について
令和6年度版宮古市の環境について、事務局が資料により説明、質疑応答を行った。

質疑応答内容

質問・意見	回答
【議題(1)「宮古市環境基本計画（令和7年度～令和12年度）について」】 （委員） 12ページの特定植物群落について、16箇所としているが表では15箇所である。磯鶏のヤブツバキ林（2箇所）という記載があるが、これを2つとカウントしているのか。 （委員） 12ページのエゾオグルマの記載について、震災の影響で野生絶滅としているが、国際自然保護連合の絶滅の定義では50年再発見されないこととなっている。現状、震災から数えると14年程度なので、「宮古市では絶滅したと思われる」などの記載がよいのではないか。 （委員） 13ページの表の昆虫類について、市で産卵調査など行っているチョウセンアカシジミの記載がないがなぜか。 （委員） 37ページの主な取り組みの表で、クーリングシェルター、クールシェアスポットの活用とあるが、どういった考え方で、どこが指定されているのか。	（事務局） お見込みのとおり。 （事務局） 記載については、いわてレッドデータブックから引用している。県でどのような認識で作成しているかなど、改めて確認する。 （事務局） この表ではいわてレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類に分類されている動植物のみ記載している。チョウセンアカシジミは絶滅危惧Ⅱ類であり、Ⅱ類まで入れると植物の数が膨大なものとなり、ページに収まらないため割愛した。 （事務局） クールシェアスポットとは、県で取り組んでいるものであり、それぞれの部屋でエアコンをつけるのではなく一つの部屋に集まるなど、涼しいところをシェアするという考え方である。また、これの冬版をウォームシェアスポットという。場所はホームページに公開されており、イーストピアみやこやうみマチ広場など、公共施設等が指定されている。 クーリングシェルターとは、熱中症の対

【議題(2) 令和6年度版宮古市の環境（令和5年度実績報告書）について】 （委員） 6ページの位置図について、29ページのようにもっと見やすくできないか。 （委員） 15ページの河川の記載について、閉伊川上流（花輪橋）、田代川上流（田老橋）などとあるが、地点的に上流とは言えず、違和感があるがなぜか。 （委員） 何か注釈のようなものがあるとよいのではないか。 （委員） 3ページの廃棄物最終処分量について、現状値が1000gを切ることが出来ていない。なにか対策は考えているのか。 （委員） 30ページのPFAS（有機フッ素化合物）について、全国的な問題となってきたいるが、宮古市としても環境指標として大きな項目になるのではないかと考えるが、いかがか。	策として、「熱中症特別警戒アラート」という、全国でもまだ1回も出ていない高い基準のアラートが発令されたときに指定施設で収容できるというものである。宮古市ではイーストピアみやこやうみマチ広場などの公共施設等が指定されており、広報およびホームページで周知している。 （事務局） 見やすくなるよう検討します。 （事務局） 県で測定している地点のうち、上流、下流という意味であり、その河川全体の中での上流ということを表しているわけではない。 （事務局） 記載について、工夫します。 （事務局） 環境基本計画にも記載した数字であり、課題として捉え、施策に繋げているところである。ごみの減量化・資源化のため、4Rを推進していく。 （事務局） PFASについては、50ng/Lという暫定目標値が定められており、宮古市の公共用水域では県が令和3年度より測定を開始し、1ngに満たない数字が続いている。水道水についても、市で測定しすべての水源で下限値未満となっており、現状、問題はない。
--	---

(委員) 39ページのダイオキシン類に関連して、野焼きの苦情等があるかと思うが、規制などはあるのか。	(事務局) 野焼きに関しては、届出を消防署に提出してから行うことが前提である。届出の件数は確認していないが、以前は年に1回程度野焼きの苦情があった。現状、同様の苦情が消防や生活課に来ている可能性はあるが、件数は把握していない。
(委員) 42ページの悪臭規制の第1種区域について、具体的にはどこなのか。	(事務局) 都市計画法上の用途指定地域のうち、工業地域と工業専用地域が第2種区域、それ以外が第1種区域である。市ホームページのみやこiマップで都市計画区域を確認できるため、後ほどご確認願いたい。
(委員) 臭気指数は記載の数値より小さいほうがよいということか。	(事務局) お見込みのとおり。